

# 株 主 各 位

東京都中央区日本橋室町四丁目1番11号

堀田丸正株式会社

取締役社長 大 西 雅 美

## 第114回定時株主総会の招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第114回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、後述のご案内に従って平成30年6月25日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成30年6月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号  
東京証券会館9階 会議室

### 3. 会議の目的事項

#### 報 告 事 項

1. 第114期（自 平成29年4月1日  
至 平成30年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第114期（自 平成29年4月1日  
至 平成30年3月31日）計算書類報告の件

#### 決 議 事 項

- |       |           |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 取締役4名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役1名選任の件 |

#### 4. 議決権の行使についてのご案内

##### (1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月25日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送下さい。

##### (2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、3頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、平成30年6月25日（月曜日）午後5時30分までに行使して下さい。

##### (3) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、またはパソコン・スマートフォン・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

#### 5. インターネット開示に関する事項

株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイト

(<http://www.pearly-marusho.co.jp/>)に記載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。「連結注記表」及び「個別注記表」は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ、会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.pearly-marusho.co.jp/>)に掲載させていただきます。

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

### 2. 議決権行使の方法について

#### (1) パソコン及び携帯電話をご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

- バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。  
(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



#### (2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

### 3. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) 議決権の行使期限は平成30年6月25日(月曜日)午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

- (2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回答、またはパソコン・スマートフォン・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- (4) パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

#### 4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱い下さい。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

#### 5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせ下さい。

イ. 証券会社の口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

## 6. システムに関わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認下さい。

### (1) パソコンをご利用の場合

- ◇画像の解像度が 横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。
- ◇ウェブブラウザ及びPDFビューアがインストールされていること (以下の組み合わせで動作確認をしています。)

OS	Webブラウザ	PDFビューア
Windows Vista®	Internet Explorer® Ver. 7~9	Adobe® Reader® Ver. 9
Windows Ver. 7	Internet Explorer® Ver. 8~11	Adobe® Reader® Ver. 11
Windows Ver. 8.1	Internet Explorer® Ver. 11	Adobe® Reader® Ver. 11

\*Windows、Windows Vista、及びInternet Explorerは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標または商標です。

\*Adobe及びReaderはAdobe Systems Incorporated (アドビシステムズ社) の米国及びその他の国における登録商標または商標です。

- ◇ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除 (または一時解除) するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにして下さい。
- ◇上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバ及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認下さい。

### (2) スマート行使をご利用の場合

- ◇スマート行使は以下のブラウザがインストールされていること。

iPhone	iOS8.0以上 (Safariブラウザ)
Android	Android4.4以上 (Chromeブラウザ)

### 【ご照会先】

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

(添付書類)

## 事業報告

(自 平成29年4月1日)  
(至 平成30年3月31日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

##### ① 事業の全般的状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢の改善を背景に、景気は緩やかな回復基調で推移したものの、米国の政治動向や北朝鮮情勢への警戒感など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような事業環境のもと、当社グループは、平成29年6月28日にRIZAPグループ株式会社に対し第三者割当による新株式を発行し、新たにRIZAPグループに加わったことに伴い、これまで実現できなかった経営資源の選択と集中を実行し、RIZAPグループとのシナジーを最大限に活かし、当社グループの体質強化と成長を実現するための構造改革を実施しております。

その事業構造改革を進めていく中で、事業ポートフォリオの再構築や、基幹事業や成長が見込める収益事業を強化していく方針であります。

成長が見込める事業の強化としては、平成29年7月に洋装事業において百貨店取引を中心とした婦人服卸の馬里邑事業部を新設しました。

既存事業では、厳しい事業状況の構造改革を進め、和装事業では、事業所の統廃合や固定費等の圧縮に努め、収益構造の改善のために在庫の再評価を行いました。洋装事業の中でも事業環境が厳しいブランド事業のタケオニシダ事業を譲渡し構造改革を進めてまいりました。

この結果、馬里邑事業部が業績に寄与したことにより、売上高は77億3百万円（前期比2.9%増）となりました。営業利益、経常利益はそれぞれ、和装事業の在庫再評価を行ったことにより、営業利益は68百万円（前期比21.0%減）、経常利益は56百万円（前期比47.8%減）となりました。

事業所の統廃合、システムの統合及びたな卸資産廃棄などの構造改革費用を計上したものの、株式会社西田武生デザイン事務所の株式を売却したことによる関係会社株式売却益や投資有価証券売却益、土地及び建物を売却したことによる有形固定資産売却益を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は1億円（前期比15.8%増）となりました。

当連結会計年度の期末配当金につきましては、上記の業績並びに今後の経営環境、財務体質、将来の事業拡大に対する資金需要等を総合的に勘案した上で、平成30年5

月14日開催の取締役会決議により、1株につき0.35円とさせていただきます。これにより、配当金総額は19,685千円となりました。

## ② 事業別の営業概況

和装事業は、百貨店・専門店取引ともに得意先の減少や大型催事の縮小、市況の悪化により売上高は減少いたしました。和装小物事業も大手量販店取引の不振により売上高は減少いたしました。RIZAPグループ入りした6月以降に取り組んだ事業所の統廃合や固定費等の圧縮などを行った構造改革により、第2四半期以降は収益改善が進みましたが、在庫の再評価を行った結果、営業赤字となりました。この結果、売上高19億1百万円（前期比15.3%減）、営業損失は39百万円（前期は営業利益6百万円）となりました。

寝装事業は、ギフト販売は好調に推移しましたが、量販店・専門店取引は大手得意先への売上不振により売上高は減少いたしました。粗利率の改善、販管費の削減に努めましたが減益となりました。この結果、売上高5億71百万円（前期比8.1%減）、営業利益は23百万円（前期比23.3%減）となりました。

洋装事業は、平成29年7月に新設した馬里邑事業部が寄与し、売上高、営業利益ともに大幅に伸びました。百貨店取引は新規得意先の増加に加え、既存売上も好調に推移しました。専門店取引は卸販売が苦戦しましたが、第3四半期より新設した催事部門が売上高の増加、粗利率の改善に寄与しました。量販店取引のホームファッションは堅調に推移し、ベビー子供服は大手取引先との取り組みにより売上高は増加しました。この結果、売上高30億53百万円（前期比25.6%増）、営業利益は1億16百万円（前期は4百万円）となりました。

意匠撚糸事業は、国内事業はアパレル向けの販売が好調に推移しましたが、糸商向けの販売が苦戦したため、売上高は微減となりました。しかし粗利益率の改善と販管費の削減により営業利益は伸張しました。中国事業は欧州向けの取引が減少しましたが、日本市場向けが伸張し売上高、営業利益とも改善いたしました。横ニット專業企画卸は昨年末にブランド事業を譲渡した影響により減収減益となりました。この結果、売上高21億77百万円（前期比0.4%減）、営業利益は1億73百万円（前期比13.2%減）となりました。

### 事業の種類別セグメントの売上高内訳

部 門	当連結会計年度（平成29年4月～平成30年3月）		前期（平成28年4月～平成29年3月）	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
	百万円	%	百万円	%
和 装 事 業	1,901	24.7	2,243	29.9
寝 装 事 業	571	7.4	621	8.3
洋 装 事 業	3,053	39.6	2,431	32.5
意 匠 燃 糸 事 業	2,177	28.3	2,187	29.2
そ の 他	—	0	5	0.1
合 計	7,703	100.0	7,488	100.0

(注) 「その他」区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、人材派遣事業及びブランドデザイン企画業を含んでおります。

#### (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備  
該当事項はありません。
- ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充  
該当事項はありません。
- ③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失  
平成30年3月28日に賃貸倉庫の土地・建物を売却しております。

#### (3) 資金調達の状況

平成29年6月28日に、第三者割当により新株式を35,000,000株（1株につき55円）を発行いたしました。

#### (4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

平成29年6月26日付にて、連結子会社である株式会社西田武生デザイン事務所の全株式を譲渡いたしました。

平成29年11月1日付にて、当社のタケオニシダ事業（ブランド婦人服の百貨店卸事業）をタケオニシダ・ジャパン株式会社へ譲渡いたしました。

#### (5) 他の会社の事業の譲受の状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業の承継の状況  
該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題といたしましては、安定的・継続的に利益を確保できる体制の構築であると考えております。

安定的・継続的に利益を確保する体制の構築として、

①海外展開の強化（中国（アジア圏）での利益拡大）、

②E C活用によるB toB ビジネスの構築、

③技術を活かした新商品の開発、

④事業領域の拡大、

の経営戦略を実行し経営基盤の安定に向けて鋭意努力してまいり所存でおります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

### (9) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 111 期 平成27年 3 月期	第 112 期 平成28年 3 月期	第 113 期 平成29年 3 月期	第 114 期 (当連結会計年度) 平成30年 3 月期
売 上 高(百万円)	6,915	7,451	7,488	7,703
経常利益または経常 損失(△)(百万円)	△166	77	108	56
親会社株主に帰属す る 当 期 純 利 益(百万円)	7	40	86	100
1 株 当 たり 当 期 純 利 益(円)	0.17	1.76	3.87	2.10
総 資 産(百万円)	5,122	5,001	4,460	6,369
純 資 産(百万円)	3,097	3,041	2,821	4,750
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	67.49	132.58	132.82	84.46

(注) 平成28年10月1日付で普通株式2株を1株にする株式併合を行っております。第112期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

### (10) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

当社の親会社はRIZAPグループ株式会社であり、同社は当社の株式を35,000,000株（出資比率58.69%）保有しております。

#### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 な 事 業 内 容
株式会社 吉利	百万円 10	% 100.00	和装小物の卸売販売
堀田（上海）貿易有限公司	千元 1,655	100.00	意匠撚糸事業（意匠撚糸の製造・卸売販売）

(11) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

当社及び連結子会社は主に和装品、宝飾品、和装小物等の卸売販売、婦人洋品等の製造・卸売販売、寝装品等の卸売販売及び意匠襷糸の製造・卸売販売、横ニットの企画・卸売販売を行っております。

事業内容と当社及び関係会社の位置付けは次のとおりであります。

- 和装事業 : 留袖、訪問着、振袖、袋帯等の和装品、宝石、貴金属等の指輪、ネックレス等の宝飾品、帯揚げ、帯ヅ、半衿、草履、着付小物等の和装小物品を卸売販売しております。  
当社が企画及び販売するほか、株式会社吉利が卸売販売しております。
- 寝装事業 : 寝装寝具等を卸売販売しております。  
当社が企画及び販売しております。
- 洋装事業 : 婦人服及びブラウス、ニット等の婦人洋品と子供・ベビー洋品を製造・卸売販売しております。  
当社が製造・販売しております。
- 意匠襷糸事業 : 意匠襷糸及び横ニットを企画・卸売販売しております。  
当社が製造・販売するほか、堀田（上海）貿易有限公司が製造・卸売販売しております。

(12) 主要な事業所及び工場（平成30年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

名	称	所 在 地
堀田丸正株式会社	本 社	東京都中央区日本橋室町
	京 都 支 店	京都府京都市下京区七条御所ノ内中町
	盛 岡 支 店	岩手県盛岡市流通センター
	厚 木 支 店	神奈川県厚木市岡田
	名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市長区牧の里
	大 阪 支 店	大阪府大阪市中央区平野町
	福 岡 支 店	福岡県福岡市東区多の津
	一 宮 支 店	愛知県一宮市花池

② 子会社の事業所

名	称	所 在 地
株 式 会 社 吉 利	本 社 葛 西 営 業 所	東京都中央区日本橋室町 東京都江戸川区臨海町
堀田（上海）貿易有限公司	本 社	中華人民共和国上海市

(13) 使用人の状況（平成30年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数 （ 名 ）	前期末比増減（名）
和 装 事 業	45	22減
寝 装 事 業	15	2減
洋 装 事 業	28	13減
意 匠 燃 糸 事 業	30	1減
全 社 （ 共 通 ）	12	2増
合 計	130	36減

(注) 1. 上記には、期中平均人員数91名の嘱託及び臨時従業員は含まれておりません。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
合計または平均	104名	40名増	51.9歳	14.0年

(注) 前期末に比べ40名増加している主な理由は、子会社 株式会社丸正ベストパートナーグループより人員を受け入れたためであります。

(14) 主要な借入先（平成30年3月31日現在）

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況（平成30年3月31日現在）

### (1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 60,000,000株
- ② 発行済株式の総数 59,640,348株（うち自己株式 3,395,818株）  
平成29年6月28日を払込期日とする第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式の総数は35,000,000株増加しております。
- ③ 株主数 11,040名
- ④ 上位10名の株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
RIZAPグループ株式会社	35,000,000	62.22
株式会社ヤマノホールディングス	1,937,000	3.44
中村 雅幸	1,655,300	2.94
日本証券金融株式会社	866,500	1.54
GMOクリック証券株式会社	371,500	0.66
マネックス証券株式会社	294,700	0.52
株式会社SBI証券	276,800	0.49
株式会社ヤマノネットワーク	196,150	0.34
山野愛子どろんこ美容株式会社	179,400	0.31
楽天証券株式会社	155,300	0.27

(注) 1. 当社は、自己株式を3,395,818株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### (3) 会社役員に関する事項

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成30年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長（代表取締役）	大西雅美	堀田（上海）貿易有限公司董事長 ㈱丸正ベストパートナーグループ代表取締役社長 ㈱吉利代表取締役会長 ㈱三鈴代表取締役社長 ㈱馬里邑代表取締役社長
取締役	矢部和秀	当社管理本部長 ㈱丸正ベストパートナーグループ取締役 ㈱吉利取締役
取締役	下野隆充	当社堀田ファンシーヤーン事業部長兼イエリ デザイン事業部長 ㈱丸正ベストパートナーグループ取締役 堀田（上海）貿易有限公司董事 ㈱吉利取締役
取締役	井上徳彦	㈱三鈴常務取締役
取締役	小島茂	(有)プラン・ドゥ・シー代表取締役社長 ヒューマンテラス㈱取締役 ㈱ウィル取締役 ㈱エスネットワークス監査役 ㈱パスポート取締役監査等委員
取締役	大塚一暁	大塚・川崎法律事務所代表
常勤監査役	丹下勝視	㈱丸正ベストパートナーグループ監査役 ㈱吉利監査役
監査役	水野孝平	水野税理士事務所代表 ㈱ヤマノ監査役
監査役	金子茂男	金子茂男税理士事務所代表 (有)ジー・エイチ・アイ代表取締役

- (注) 1. 取締役小島茂氏及び大塚一暁氏は社外取締役であります。  
 2. 監査役水野孝平氏及び金子茂男氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役水野孝平氏及び金子茂男氏は、税理士として長年の経験があり、税務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 当社は、取締役大塚一暁氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・及び重要な兼職状況
山野 義友	平成29年6月28日	辞任	㈱ヤマノホールディングス代表取締役社長 ㈱マイスタイル代表取締役社長 ㈱ヤマノセイビング代表取締役会長 ㈱すずのき代表取締役会長
井澤 一守	平成29年6月28日	辞任	堀田（上海）貿易有限公司董事長 ㈱丸正ベストパートナーグループ代表取締役社長 ㈱吉利代表取締役会長 ㈱西田武生デザイン事務所代表取締役社長
木下 淳夫	平成29年6月28日	辞任	当社経営企画本部長 ㈱ヤマノホールディングス取締役 ㈱吉利取締役
石塚 三郎	平成29年6月28日	辞任	㈱ヤマノホールディングス執行役員副会長
熊谷 輝美	平成29年6月28日	辞任	熊谷公認会計士・税理士事務所代表 ㈱小田原機器監査役 爽監査法人社員 ㈱吉利監査役
岩田 東一	平成29年6月28日	辞任	㈱い和多取締役会長

③ 責任限定契約の内容

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び社外監査役全員との間に、同法第423号第1項に基づき法令の定める責任限度額をもって当社に対する損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	支給額	摘要
取締役 (うち社外取締役)	名 10 (4)	千円 26,700 (3,200)	平成29年6月28日開催の株主総会決議による報酬等の額 取締役月額 20,000千円以内 監査役月額 2,000千円以内
監査役 (うち社外監査役)	名 3 (2)	千円 8,400 (4,800)	
計	名 13 (6)	千円 35,100 (8,000)	

(注) 1. 期末現在の人員は、取締役6名、監査役3名であります。取締役の支給人員と相連しているのは、平成29年6月28日付で辞任した取締役6名及び無報酬の非常勤取締役2名の在籍によるものです。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

ロ. 当事業年度中に支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。

ハ. 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼職する法人等	兼職の内容
取 締 役	小 島 茂	(有)ブラン・ドゥ・シー ヒューマンテラス(株) (株)ウィル (株)エスネットワークス (株)バスポート	代表取締役社長 取締役 取締役 監査役 取締役監査等委員
取 締 役	大 塚 一 暁	大塚・川崎法律事務所	代表
監 査 役	水 野 孝 平	水野税理士事務所 (株)ヤマノ	代表 監査役
監 査 役	金 子 茂 男	金子茂男税理士事務所 (有)ジー・エイチ・アイ	代表 代表取締役

(注) その他の法人等との間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役	小島 茂	当事業年度開催の取締役会10回中9回に出席し、主に社会保険労務士としての専門的な知識・見地から適宜質問し、意見を述べております。
取締役	大塚一暁	当事業年度開催の取締役会10回中10回に出席し、弁護士としての法的視点及び幅広い見識から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
監査役	水野孝平	当事業年度開催の取締役会16回中15回に出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会15回中14回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。
監査役	金子茂男	当事業年度開催の取締役会16回中16回に出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会15回中15回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。

(注) 社外取締役小島茂氏及び大塚一暁氏は、平成29年6月27日開催の第113回定時株主総会において選任されたため、就任後の出席状況となっております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

双葉監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	17百万円
・当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分していないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算関係書類監査の状況

該当事項はありません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

### 1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成27年6月17日開催の取締役会において、業務の適正化を図るための体制の整備に関する「内部統制システム構築に関する基本方針」を一部改定する決議をいたしました。

改定後の当該基本方針の内容は次のとおりであります。

### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(ア) 当社は、法令等の遵守を徹底するため、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの維持・強化を図る。その徹底を図るため、管理本部は全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、内部監査室はコンプライアンスの状況を監査する。また、法令等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を適用し、管理本部に通報窓口を設置し、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わないものとする。

(イ) 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス委員会を通じ代表取締役社長、取締役会、監査役に報告される体制を構築する。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(ア) 当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行い、取締役及び監査役がこれら文書等を直ちに閲覧できる体制とする。

(イ) この社内規程と情報の管理については、監査役会の意見を得て、情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針を定めることを含めて対応する。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(ア) 取締役会及び経営会議において経営戦略・経営計画の策定や戦略的アクションの意思決定に必要な経営戦略リスクの評価を行う。

(イ) 各部門固有のリスクについては、それらの統括部門が関係部署と連携し、必要な規程、マニュアルの作成及びガイドラインの策定等を行い、体制整備を進める。

(ウ) 不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を備えるものとする。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (ア) 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行う。
  - (イ) 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。
  - (ウ) 日常の職務執行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (ア) 経営企画本部を子会社管理の担当部門とし、関係会社管理規程に基づき、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について定期的な報告を義務づける。
  - (イ) 当社取締役が出席するトレース会議を週1回開催し、当社子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社に対しトレース会議における報告を義務づける。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役は、管理本部及び内部監査室に対してその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めることができるものとし、当該使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとし、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒は監査役会の意見を尊重した上で行うものとする。

- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役または監査役会に報告するための体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人等は、会社に重大な損失を与える事項が発生または発生するおそれがあるとき、違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものを定めた事項が生じたときは、監査役または監査役会に報告するものとし、報告したことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わないものとする。

- ⑨ 監査役職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他外部専門家に相談することができる。その費用については会社が負担するものとし、速やかに監査費用の前払いまたは償還の手続きに応じるものとする。

- ⑩ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて、会社の費用で法律・会計の専門家を活用することができる。

- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令の定めに従って、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性を評価、報告する体制を整備し運用する。

- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(ア) 当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、一切の関係を持たず、不当要求行為に対しては毅然とした態度で対応するとともに、警察等の行政機関や外部専門機関等との連携・協力体制を構築する。

(イ) 管理本部を反社会的勢力対応の担当部門とし、各部門間の報告・連絡体制を確立するとともに、各関係機関との連携体制を構築し、反社会的勢力の排除に努める。

## 2)業務の適正を確保するための運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### ① コンプライアンス及びリスク管理に関する取り組みの状況

当社は、コンプライアンスに違反する行為等を未然に防止するために内部通報窓口を常設し、コンプライアンス違反行為や疑義のある行為等を報告したものが当該報告をしたことを理由として、不利益な扱いを受けないことを確保するために、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して不利益な扱いを行わないよう徹底しております。

また、当社の経営に重大な影響を及ぼす危機を未然に防止すること、及び万一発生した場合の被害の極小化を図るために重要なリスクを特定してリスク対応を図り、危機管理に必要な体制を整備しており、災害を想定した訓練も行っております。

### ② 職務執行の適正及び効率性の確保に関する取り組みの状況

取締役会は、取締役6名（内2名は、社外取締役）で構成され常勤監査役1名、社外監査役2名も出席しております。

当事業年度において、取締役会は、16回開催され、業務執行状況などの監督を行うとともに、各議案の審議にあたっては、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

### ③ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正の確保に関する取り組みの状況

当社子会社につきましては、当社の経営企画本部及び管理本部が各子会社の経営管理体制を整備し、統括するとともに、関係会社管理規程に従い各子会社から当社に対し、適宜、事前承認・申請または報告を行っております。

### ④ 監査役監査の実効性の確保に関する取り組みの状況

監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役2名で構成されております。

当事業年度において、監査役会は15回開催され、監査に関する重要な事項についての報告を受け、協議・決議を行っております。

また、常勤監査役は、監査報告会及びトレース会議などの重要会議に出席するほか、稟議書などを常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、創業以来株主への利益還元を重要な課題として経営してまいりました。この方針の下、経営状況に応じた「安定配当の継続」及び「事業基盤強化に向けた内部留保の活用」を実現すべく、親会社であるRIZAPグループ株式会社の配当性向を鑑み、親会社株主に帰属する当期純利益の20%を配当性向の基本方針としております。

当期の期末配当金は、平成30年5月14日開催の取締役会議により、1株につき0.35円とさせていただきます。

なお、配当金の支払開始日（効力発生日）は平成30年6月27日（水曜日）とさせていただきます。

備考

本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
<b>流 動 資 産</b>	<b>5,838,747</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,571,728</b>
現金及び預金	2,076,959	支払手形及び買掛金	884,611
受取手形及び売掛金	1,501,911	電子記録債務	369,096
電子記録債権	224,535	リース債務	4,548
商品及び製品	1,879,291	未払法人税等	24,967
仕掛品	8,816	未払消費税等	9,877
原材料及び貯蔵品	48,360	賞与引当金	27,000
前払費用	31,831	返品調整引当金	40,715
短期貸付金	42	前受金	18,295
未収入金	14,305	その他	192,616
未収還付法人税等	49,958	<b>固 定 負 債</b>	<b>48,036</b>
繰延税金資産	9,295	長期未払金	31,120
その他	8,049	リース債務	2,538
貸倒引当金	△14,608	繰延税金負債	14,377
<b>固 定 資 産</b>	<b>531,245</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,619,764</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>335,524</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
建物	47,726	<b>株 主 資 本</b>	<b>4,701,960</b>
機械装置及び運搬具	297	資 本 金	2,937,570
工具、器具及び備品	2,056	資 本 剰 余 金	1,236,152
土地	283,719	利 益 剰 余 金	917,809
リース資産	1,725	自 己 株 式	△389,570
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>20,602</b>	その他の包括利益累計額	48,267
リース資産	4,940	その他有価証券評価差額金	32,577
その他	15,662	為替換算調整勘定	15,690
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>175,118</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>4,750,228</b>
投資有価証券	78,748	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>6,369,993</b>
長期貸付金	1,325		
敷金及び保証金	66,582		
破産更生債権等	50,203		
長期前払費用	2,205		
その他	29,087		
貸倒引当金	△53,033		
<b>資 産 合 計</b>	<b>6,369,993</b>		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

## 連結損益計算書

(自 平成29年4月1日)  
(至 平成30年3月31日)

科 目	金 額
	千円
売上高	7,703,832
売上原価	5,272,755
売上総利益	2,431,076
販売費及び一般管理費	2,362,781
営業利益	68,295
営業外収益	
受取利息	533
受取賃貸料	16,578
受取配当金	2,361
未払配当金の除斥利益	363
その他	2,455
営業外費用	
支払利息	3,039
有形売却損	1,142
為替差損	5,225
賃貸費用	8,608
株式交付費用	9,568
その他	6,312
経常利益	56,692
特別利益	
関係会社株式売却益	25,642
投資有価証券売却益	16,890
有形固定資産売却益	72,900
特別損失	
構造改革費用	62,273
税金等調整前当期純利益	109,851
法人税、住民税及び事業税	18,910
法人税等調整額	△9,490
当期純利益	100,430
親会社株主に帰属する当期純利益	100,430

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成29年4月1日)  
(至 平成30年3月31日)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	1,975,070	273,652	923,603	△389,421	2,782,904
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	962,500	962,500			1,925,000
剰 余 金 の 配 当			△106,224		△106,224
親会社株主に帰属する当期純利益			100,430		100,430
自 己 株 式 の 取 得				△149	△149
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	962,500	962,500	△5,794	△149	1,919,055
当 期 末 残 高	2,937,570	1,236,152	917,809	△389,570	4,701,960

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利益累計額合計	
	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	27,306	11,531	38,837	2,821,742
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				1,925,000
剰 余 金 の 配 当				△106,224
親会社株主に帰属する当期純利益				100,430
自 己 株 式 の 取 得				△149
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,271	4,158	9,429	9,429
当 期 変 動 額 合 計	5,271	4,158	9,429	1,928,485
当 期 末 残 高	32,577	15,690	48,267	4,750,228

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成30年5月21日

堀田丸正株式会社  
取締役会 御中

双葉監査法人	
代表社員	公認会計士 小泉正明 ㊟
業務執行社員	
代表社員	公認会計士 菅野豊 ㊟
業務執行社員	
代表社員	公認会計士 平塚俊充 ㊟
業務執行社員	

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、堀田丸正株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、堀田丸正株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第114期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人双葉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人双葉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月23日

堀田丸正株式会社 監査役会

常勤監査役 丹 下 勝 視 ㊟

社外監査役 水 野 孝 平 ㊟

社外監査役 金 子 茂 男 ㊟

# 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
<b>流動資産</b>	<b>5,293,195</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,365,090</b>
現金及び預金	1,990,550	支払手形	289,435
受取手形	193,577	買掛金	469,968
売掛金	1,082,951	電子記録債務	354,333
電子記録債権	223,352	リース債務	4,548
商品及び製品	1,635,057	未払金	97,319
仕掛品	8,816	未払費用	52,812
原材料及び貯蔵品	48,360	未払法人税等	15,226
前払費用	27,150	預り金	21,360
短期貸付金	10,042	賞与引当金	27,000
未収入金	75,372	返品調整引当金	26,214
繰延税金資産	9,295	その他	6,871
その他の貸倒引当金	3,339	<b>固定負債</b>	<b>48,036</b>
	△14,671	長期未払金	31,120
<b>固定資産</b>	<b>761,662</b>	リース債務	2,538
<b>有形固定資産</b>	<b>335,361</b>	繰延税金負債	14,377
建物	47,726	<b>負債合計</b>	<b>1,413,126</b>
リース資産	1,725	<b>純資産の部</b>	
その他	2,190	<b>株主資本</b>	<b>4,609,153</b>
土地	283,719	資本金	2,937,570
<b>無形固定資産</b>	<b>20,038</b>	資本剰余金	1,306,153
ソフトウェア	15,098	資本準備金	1,085,689
リース資産	4,940	その他資本剰余金	220,463
<b>投資その他の資産</b>	<b>406,261</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>755,001</b>
投資有価証券	78,748	利益準備金	109,129
関係会社株式	41,662	その他利益剰余金	645,871
出資金	6,150	繰越利益剰余金	645,871
長期貸付金	1,325	<b>自己株式</b>	<b>△389,570</b>
関係会社長期貸付金	197,000	評価・換算差額等	32,577
破産更生債権等	50,203	その他有価証券評価差額金	32,577
長期前払費用	1,964		
長期未収入金	20,933	<b>純資産合計</b>	<b>4,641,731</b>
敷金及び保証金	59,694	<b>負債・純資産合計</b>	<b>6,054,857</b>
その他	2,003		
貸倒引当金	△53,424		
<b>資産合計</b>	<b>6,054,857</b>		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

# 損 益 計 算 書

(自 平成29年 4月 1日)  
(至 平成30年 3月 31日)

科 目	金 額
	千円
売 上 高	6,354,335
売 上 原 価	4,263,361
売 上 総 利 益	2,090,974
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,054,509
営 業 利 益	36,465
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	5,440
受 取 賃 貸 料	16,578
受 取 配 当 金	7,581
仕 入 割 引	451
未 払 配 当 金 除 斥 益	363
そ の 他	1,812
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	2,143
手 形 売 却 損	1,142
為 替 差 損	4,563
賃 貸 費 用	8,608
株 式 交 付 費	9,568
そ の 他	4,374
経 常 利 益	38,292
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	16,890
有 形 固 定 資 産 売 却 益	72,900
特 別 損 失	
構 造 改 革 費 用	45,808
税 引 前 当 期 純 利 益	82,274
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	10,300
法 人 税 等 調 整 額	△9,490
当 期 純 利 益	81,464

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

## 株主資本等変動計算書

(自 平成29年4月1日)  
(至 平成30年3月31日)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
当 期 首 残 高	1,975,070	123,189	220,463	343,653	98,506	681,254	779,761	△389,421	2,709,063
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	962,500	962,500		962,500					1,925,000
剰 余 金 の 配 当						△106,224	△106,224		△106,224
利 益 準 備 金 の 積 立					10,622	△10,622			-
当 期 純 利 益						81,464	81,464		81,464
自 己 株 式 の 取 得								△149	△149
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当 期 変 動 額 合 計	962,500	962,500	-	962,500	10,622	△35,382	△24,760	△149	1,900,090
当 期 末 残 高	2,937,570	1,085,689	220,463	1,306,153	109,129	645,871	755,001	△389,570	4,609,153

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	27,306	27,306	2,736,369
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			1,925,000
剰 余 金 の 配 当			△106,224
利 益 準 備 金 の 積 立			-
当 期 純 利 益			81,464
自 己 株 式 の 取 得			△149
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	5,271	5,271	5,271
当 期 変 動 額 合 計	5,271	5,271	1,905,361
当 期 末 残 高	32,577	32,577	4,641,731

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成30年5月21日

堀田丸正株式会社  
取締役会 御中

双葉監査法人	
代表社員	公認会計士 小泉正明 (印)
業務執行社員	
代表社員	公認会計士 菅野豊 (印)
業務執行社員	
代表社員	公認会計士 平塚俊充 (印)
業務執行社員	

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、堀田丸正株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役6名全員の任期が満了いたします。つきましては、取締役4名（うち社外取締役2名）の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	氏名 おおにし まさ み 大 西 雅 美 (昭和33年3月5日生)	昭和55年4月 株式会社丸井入社 平成18年4月 タルボットジャパン株式会社顧問 平成18年5月 タルボットジャパン株式会社代表取締役社長 平成19年4月 泰波姿商貿有限公司（上海） 董事長 平成20年5月 エディパウアージャパン株式会社顧問 平成20年6月 エディパウアージャパン株式会社取締役副社長 平成22年6月 株式会社AQUA代表取締役社長 平成22年6月 青島愛客玩具有限公司 董事長 平成24年1月 株式会社AQUA顧問 平成25年3月 プラスナイロン株式会社顧問 平成25年6月 プラスナイロン株式会社代表取締役社長 平成25年6月 株式会社レヴアル代表取締役社長 平成28年1月 株式会社馬里邑代表取締役社長（現任） 平成28年4月 株式会社三鈴代表取締役社長 平成28年6月 マルコ株式会社取締役 平成29年6月 当社代表取締役社長（現任） 平成29年6月 株式会社丸正ベストパートナーグループ代表取締役社長（現任） 平成29年6月 堀田（上海）貿易有限公司 董事長（現任） 平成29年6月 株式会社吉利代表取締役会長（現任）	一株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 大西雅美氏は、経営者としての企業経営・事業戦略に関する豊富な知識と経験に基づき、事業成長と企業業績向上に向けたグローバル戦略の実現を図るとともに、経営執行責任者の立場で事業を遂行し、経営の重要事項の決定及び業務遂行に対する監督など適切な役割を果たしており、引き続き取締役の候補者となりました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	井上徳彦 (昭和31年10月21日生)	昭和54年4月 株式会社壽屋入社 昭和63年3月 株式会社ぶーけ入社 平成5年12月 同社取締役 平成10年5月 同社代表取締役常務 平成13年5月 株式会社アージュ専務取締役 平成15年5月 同社常務取締役 平成16年7月 同社専務取締役 平成20年3月 同社取締役 平成20年10月 株式会社三鈴取締役副社長 平成22年3月 同社専務取締役 平成23年3月 同社常務取締役 平成29年6月 当社取締役(現任) 平成30年5月 株式会社馬里邑取締役(現任)	一株
【取締役候補者とした理由】 井上徳彦氏は、企業経営に関する高い見識と幅広い経験を有しており、その高い見識と幅広い経験により、当社の重要な業務執行の決定ならびに監督に十分な役割を果たしており、引き続き取締役候補者いたしました。			
3	小島茂 (昭和43年1月9日生)	平成3年4月 学校法人高宮学園代々木ゼミナール入社 平成14年4月 小島社会保険労務士事務所開業 平成14年9月 有限会社プラン・ドゥ・シー代表取締役社長(現任) 平成17年1月 株式会社エスネットワークス入社 平成19年1月 ヒューマンテラス株式会社取締役(現任) 平成21年4月 株式会社イーエスパイロール代表取締役社長 平成22年5月 株式会社ウィル取締役(現任) 平成27年4月 株式会社エスネットワークス監査役(現任) 平成28年8月 株式会社パスポート取締役監査等委員(現任) 平成29年6月 当社社外取締役(現任)	一株
【社外取締役候補者とした理由】 小島茂氏は、社会保険労務士としての専門的知識と企業経営者としての豊富な経験を活かして当社経営に対して有益なご意見やご指摘をいただき、業務執行を監督する適切な人材と判断しており、引き続き社外取締役候補者いたしました。			
4	大塚一暁 (昭和56年8月14日生)	平成18年9月 弁護士登録 平成18年9月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所入所 平成24年9月 大塚・川崎法律事務所代表(現任) 平成29年6月 当社社外取締役(現任)	一株
【社外取締役候補者とした理由】 大塚一暁氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与したことがありませんが、弁護士としての法的視点及び幅広い見識から、企業法務の分野を中心に法令やリスク管理等にかかわる豊富な業務経験を有しており、経営の監視を遂行するために適任であり取締役会の監督機能の強化に繋がることから、引き続き社外取締役候補者いたしました。			

(注) 1. 大西雅美氏は、当社の親会社であるRIZAPグループ株式会社の子会社である株式会社馬里邑の業務執行者であり、その地位、担当は、略歴に記載のとおりであります。

2. 井上徳彦氏は、当社の親会社であるRIZAPグループ株式会社の子会社である株式会社馬里邑の業務執行者であり、その地位、担当は、略歴に記載のとおりであります。
3. その他の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 小島茂氏及び大塚一暁氏は、社外取締役候補者であります。  
なお、当社は、大塚一暁氏を(株)東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、同氏が原案どおり再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 小島茂、大塚一暁の両氏は、当社の現任の社外取締役であり、社外取締役としての在任年数は、本総会終結の時をもってそれぞれ以下のとおりであります。

小島 茂氏	1年
大塚 一暁氏	1年
6. 当社は、小島茂氏、大塚一暁氏の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

本總會終結の時をもって、監査役1名が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

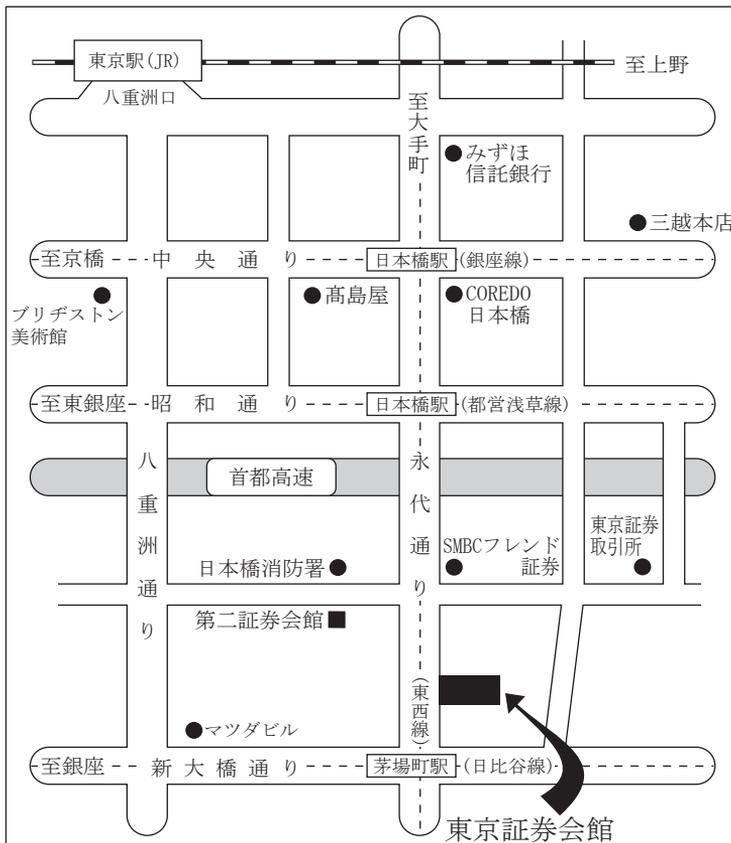
氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
みずのこうへい 水野孝平 (昭和34年3月24日生)	平成9年4月 水野敬二税理士事務所入所 平成11年8月 税理士登録 平成13年1月 水野孝平税理士事務所開設 平成24年10月 株式会社福田モーター商会監査役 平成26年6月 当社社外監査役(現任) 平成28年9月 株式会社ヤマノ監査役(現任)	一株
【社外監査役候補者とした理由】 水野孝平氏は、税理士としての豊富な経験と専門的見地からの高い見識を当社の監査に反映していただいております。これらの豊富な経験と見識をこれまで以上に当社の監査体制に活かすことを期待して、引き続き社外監査役の候補者といたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 水野孝平氏は、社外監査役候補者であります。
3. 水野氏は、当社の現任の社外監査役であり、監査役としての在任年数は、本總會終結の時をもって4年となります。
4. 当社は水野孝平氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としており、水野孝平氏の再任が承認された場合は、当社は水野孝平氏との間で当該契約を継続する予定であります。

以上



# 会場のご案内



## 交通機関

(東京メトロ東西線)

茅場町駅下車8番出口

(東京メトロ日比谷線)

茅場町駅下車8番出口